

# 亀山市議会情報セキュリティ基本方針

令和8年3月26日

(目的)

第1条 この基本方針は、亀山市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）が職務上取り扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報資産 議会活動に関連して議員が取り扱う次に掲げるものをいう。

ア 議会が管理するネットワーク、情報システム及び議員に貸与する情報機器（タブレット端末その他の電子機器を含む）

イ 前号の機器又はサービスにより処理される電磁的記録（クラウドサービス上に保存される情報を含む）

ウ 議会活動に伴い取得し、又は作成した文書、図面、記録媒体その他一切の情報

(2) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(3) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(4) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(5) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 議会は、情報資産に対するサイバー攻撃等の意図的脅威、過失等の非意図的脅威及び災害等の環境的脅威から情報資産を保護するための対策を講じるものとする。

(適用範囲)

第4条 この基本方針は、議員に適用する。

2 議会事務局職員の情報セキュリティ対策については、議長が別に定めるものを除くほか、市長が定める亀山市情報セキュリティ基本方針及び関連規程の例による。

(基本原則)

第5条 議員は、情報資産を職務遂行の基盤として認識し、その適正な管理に努めなければならない。

2 議員は、法令及びこの基本方針並びにこれに基づき定められる基準を遵守し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

(実施体制)

第6条 議会に最高情報セキュリティ責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、議長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

3 最高責任者は、この基本方針に基づく情報セキュリティ対策を総括する。

4 議会事務局長は、最高責任者を補佐し、実務を統括する。

(情報資産の管理及び情報セキュリティ対策)

第7条 議員は、情報資産の紛失、盗難、漏えい、改ざん及び不正利用を防止するため、必要な措置を講じ、適正に管理しなければならない。

2 最高責任者は、情報資産を保護するため、物理的、技術的及び人的な情報セキュリティ対策を総合的に実施するものとする。

(遵守事項)

第8条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与された情報機器及び認証情報を適切に管理し、第三者に使用させないこと。

(2) 職務上知り得た秘密又は個人情報を、法令に基づく場合を除き、外部に漏らさないこと。

(3) 情報セキュリティを損ない、又はそのおそれのある行為を行わないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、最高責任者が定める基準に従うこと。

(事故等への対応)

第9条 議員は、情報資産に係る事故又はそのおそれを認知したときは、直ちに議会事務局を通じて最高責任者に報告しなければならない。

2 最高責任者は、前項の報告を受けたときは、被害の拡大防止その他必要な措置を講じるものとする。

(点検及び見直し)

第10条 最高責任者は、この基本方針の運用状況について定期的に点検を行い、その

結果並びに社会情勢の変化及び技術的動向を踏まえ、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

(委任)

第11条 この基本方針の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。